

入札監理小委員会
第407回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第407回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成28年5月11日（水）17:39～19:41

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開 会

2. 事業評価（案）の審議

○イオン照射研究施設等利用管理支援業務（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構）

○電子加速器・コバルト照射施設の運転保守業務（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構）

○外国人在留総合インフォメーションセンターの運営業務（法務省）

○地方入国管理局等の入国・在留手続の窓口業務（法務省）

3. その他

4. 閉 会

<出席者>

（委 員）

尾花主査、浅羽副主査、生島専門委員、辻専門委員

（量子科学技術研究開発機構）

高崎量子応用研究所 放射線高度利用施設部 利用管理課 瀧澤課長

高崎量子応用研究所 放射線高度利用施設部 照射施設管理課 上松課長

高崎量子応用研究所 管理部 経理課 鯨岡課長代理

本部 総務部 契約管理課 米川課長

（法務省）

入国管理局総務課 東郷補佐官、柴田法務専門官、宮武予算第一係長、

（事務局）

新田参事官、小八木参事官

○尾花主査 お待たせいたしました。それでは、ただいまから第407回入札監理小委員会を開催します。

本日は、「イオン照射研究施設等利用管理支援業務」、「電子加速器・コバルト照射施設の運転等にかかる業務」、「外国人在留総合インフォメーションセンターの運営業務」、「地方入国管理局等の入国・在留手続の窓口業務」の実施状況及び事業の評価（案）についての審議を行います。

最初に、「イオン照射研究施設等利用管理支援業務」の実施状況及び事業の評価（案）について審議を行います。

最初に、実施状況について、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構高崎量子応用研究所放射線高度利用施設部利用管理課、瀧澤課長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いいたします。

○瀧澤課長 それでは、お手元の黄色い表紙の「内閣府（総務省）市場化テスト」、「イオン照射研究施設等利用管理支援業務」にまとめて、概況を説明させていただきます。

1枚目の黄色いところですが、航空写真でイオン照射研究施設が写っております。約10万坪の土地にごらんのような施設がごく一部にありますが、大きさとしては、車が写っておりますので、それと比較していただくと施設の大きさがわかりになると思います。

それでは、1枚めくっていただきまして、イオン照射研究施設（TIARA施設）と申しますが、高崎量子応用研究所のTIARA施設には、イオンビームの持つ特徴を利用して、材料科学・バイオ技術などの先端技術の研究に利用することを目的として、4台の加速器が設置されております。サイクロトロン加速器、タンデム加速器、イオン注入装置、シングルエンド加速器、この4台の加速器が設置されております。

今回、この業務ですが、2枚目の右のほうに①業務の概要といたしまして、TIARA施設の以下の4項目の業務を行います。

1といたしまして、TIARA施設利用に関する業務、2番目といたしまして、共通施設・設備等の運転保守管理に関する業務、3番目といたしまして、外部実験者の窓口・受け入れに関する業務、4番目といたしまして、研究成果の発表・普及に関する業務。この中身について、詳細は次のページでご説明させていただきます。

3枚目、主な業務のフローですが、受注者について、真ん中に赤い文字で表示されておりますのが、先ほどの4項目の業務になります。それから、左側について書いてありますが、実験利用者とQ S T内外の実験利用者等が書いてございます。それから、右側には、Q S Tの利用管理課が受注者から受ける報告等のことが書いてございます。

真ん中のTIARA施設利用に関する赤い文字のところでは、機構内実験課題募集、機構内実験計画募集、TIARA等専門部会の開催、高崎研究施設利用委員会等を開催する業務を行っていただきまして、左側の実験利用者とのコンタクト等で業務を行う。その結果を、右側のQ S Tに報告するという形になっています。

2番目の共通施設・設備等の運転保守に関する業務でございますが、4項目ほど、実験

装置及び実験室等の運転・保守・管理、R I 使用施設の保守・管理、R I 等（実験用照射試料を含む）の管理、それから、供用施設における技術支援でございます。

それから、3番目といたしまして、外部実験者の窓口・受け入れ等に関する業務でございますが、大体3項目ございまして、実験者来所者の窓口・受け入れに関する業務、TIARA保安講習といたしまして、TIARAを利用する方の安全の保安講習を行う。それから、実験者施設利用手続支援、これはいろいろ手続がございます。その手続を行うことでございます。最後、4番目でございますが、研究成果の発表・普及に関する業務。これは、高崎研究所で行いますシンポジウムの開催準備。これは実際の準備と書類等の審査など、そういうものも全部行います。それから、研究年報発表。これは、高崎研究所で1年間に行われました研究成果を年報として冊子で発表するのでございますが、その手続等を全部行うということでございます。それから、全ての業務を行った後に、業務日報は毎日、月報は毎月報告していただく。大体主な業務はこのような業務を行っております。

以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いします。なお、説明は5分程度をお願いします。

○事務局 それでは、総務省の評価（案）につきましてご説明いたしますけれども、事業概要につきましては、先ほど、事業主体よりご説明がありましたので、省略させていただきます。

1 ページ目のⅡ評価からでございます。2、対象公共サービスの実施内容に関する評価でございますが、1点目、計画に基づいて適切な作業が安全に実施されていることにつきましては、いずれも水準としては0回ということでございます。

それから、実験利用者の利用満足度調査、2ページ目でございます。イ、ロ、ハ、ニの各項目につきまして、基準スコア75点以上を満たしているという状況でございます。

続いて、3番、実施経費でございますけれども、従前経費からの削減額としては4万1,000円程度、削減率は0.1%という状況でございます。こちらに関しましては、先ほど、ご説明がありませんでしたけれども、実施状況の中で事業主体から触れられている内容での従前経費からの増額、減額の要因につきまして、※印に補足をさせていただいております。ただ、増額の部分につきましては、事務係員から技術係員に求める人材の要件を格上げしているという見直しを行っているという実施状況には記載されていますけれども、その点については、実施要項を確認する限り、その点が明示されているとは言いがたいというところを補足させていただいております。

4番の評価のまとめでございます。確保されるべき達成目標として設定された質に関しましては、平成26年度、27年度の2か年とも、全て目標を達成しており、従前より同じ事業者が実施しているものの1年目に比べて、2年目のスコアは上昇しているという点については、アンケートの結果を踏まえて、質の向上に努めた結果であると評価できるのでは

ないかと考えております。

一方、応札者数は従前と同じ2者、そのうち1者は予定価格を超過しているほか、総合評価における価格点がついていないというところで、競争性が確保されたとは言いがたく、経費の削減にもつながっていないという状況でございます。

5番、今後の方針でございますけれども、今期が1期目の市場化テストの事業でございます。事業主体さんといましては、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」における終了プロセスの基準を満たしているとして、市場化テストを終了したいというご意向でございますけれども、基準の中の競争性の確保の部分でございますが、先ほど申し上げたとおり、従前と同じ2者、1者は予定価格を超えている。それから、総合評価における価格点がなかったということで、競争性が確保されたとは言いがたく、また、経費の節減の部分においても、競争性の確保による観点を踏まえると、その基準を満たしているとはなかなか言いがたいのではないかと考えております。

それから、こちらも実施状況の中で触れられておりますけれども、今後の予算の確保の見通しが不透明であるということで、業務範囲の縮小、事業の削減といったものの可能性についても触れられております。この業務の業務範囲自体が、委員会の開催ですとか、設備の運転・保守・管理、実験計画書の分析・整理、保安講習、年報の発行、シンポジウムの開催など非常に多岐にわたっている。過去の経緯があって、複数業務を包括化している経緯があると伺っておりますけれども、競争性の観点からも、今後、見直しの余地があるということであれば、そもそも官が直接行うべき部分についての精査も含めて、業務範囲や内容の明確化について、再度、検討いただく余地があるのではないかと考えております。

他方、本業務は研究設備の運転・保守・管理など、一定の専門性を有しているほか、実施箇所が群馬県高崎市ということで、そこでの常駐を伴う作業も多く、新規事業者の参入には一定の障壁があるのではないかと考えております。そういった状況の中でも、例えば、入札公告に先立って、応札が可能と想定される事業者専門性が高いと思われる設備の運転に関する説明会を行うなど、実施可能な事業者さんを広く育成していくことが非常に重要ではないかなと考えております。

以上を踏まえまして、次期事業においても、監理委員会による関与のもと、引き続き、民間競争入札を実施していくことが適当ではないかと考えております。

総務省からは以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）について、ご質問、ご意見のある委員は、ご発言願います。

はい、どうぞ。

○生島専門委員 ご説明ありがとうございます。

お伺いしたいんですけれども、こちらの黄色い資料の最後のページの「契約状況等の推移」というところを拝見しますと、一応、2者応札ということで、ビームオペレーション

さんという会社が入っていらっしゃるんですけども、予定価格以内は1者だけであるということなんです。このビームオペレーションさんは、予定価格に対して、それぞれの年度でどの程度オーバーした金額で応札されていたんでしょうか。

○鯨岡課長代理 予定価格に対して約2,700円オーバーしておりました。

○生島専門委員 それはどちらの年度。両方ともですか。2回とも同じぐらい。

○鯨岡課長代理 入札は2回行いまして、1回目で予定価格に達しなかったのが、2回目を実施したところ、1者が予定価格に入りました。一者のほうは・・・。

○生島専門委員 ごめんなさい。2回目というか、23年から25年度のほうでということですか。ごめんなさい。2回と言ったのは、現契約と、その前の契約があるので、それぞれの予定価格に対する超過額を伺っているんです。ビームオペレーションさんは2回応札されていますよね。

○鯨岡課長代理 23年から25年度の契約と26年度からの契約ということでしょうか。

○生島専門委員 いや、23年度から25年度に応札されたのが、まず1回目ですよ。このときに、予定価格に対してどのぐらい超過しているんですかということと同じように、次の26年から28年の契約のときに、予定価格に対してどれぐらいオーバーしているんでしょうか。

○鯨岡課長代理 済みません。23年度からの実績は、持ち合わせていないんですが、26年度からの分については、約2,700万円ほどオーバーしております。

○生島専門委員 割合だとどれぐらい、予定価格に対して何割ぐらいオーバーになるんですか。

○鯨岡課長代理 割合ですか。予定価格に対して124%です。

○生島専門委員 なるほど。わかりました。後ほど、23年—25年度のときの実績もまた教えていただきたいんですけども。

○鯨岡課長代理 はい。

○生島専門委員 かなりオーバーされているのかなという感じがして、やはり競争性といった場合に、数としてほかに応札者がいればいいというわけではなく、ほんとうに実質的な競争が行われていたかどうかというところを見る必要があるのかなと思ったときに、なかなか超過額というか、超過率が大きいのかなということが1点気になりました。もし、それが前回も同じように大きく超過した状態だとした場合に、ほんとうにこのビームオペレーションさんは、本気でこれを落札する気があるんだろうかという疑義が生じるのかなと思います。ほんとうに競って、本気でとりに来ている場合ですと、やはり違った形になると思うんですね。1回ならず、2回目もやっっているわけですから、そこはまた教えていただきたいんです。

同じように、ビームオペレーションさんと機構さんの関係性というのは、結構お取引的にも深いのかなと思うんですけども、ビームオペレーションさんに対して、どのぐらいの取引額があったりするんでしょうか。機構さんからの発注額というか。

○鯨岡課長代理 申しわけございません。今は、情報を持ち合わせておりません。済みません。

○生島専門委員 では、ちょっと確認していただいて、22年度から23年、22年度のここに出ているところから28年度まで、大体毎年どのぐらいの機構さんからの発注額があるかというのを教えていただきたいのと、また機構さんのほうから出向であるとか、転籍されたといったような人的交流があるかどうかについても、あわせてお教えいただいてもよろしいですか。

○鯨岡課長代理 はい。出向と転籍はありませんが、数字については……。

○生島専門委員 再就職もないですか。

○鯨岡課長代理 再就職はあります。

○生島専門委員 ごめんなさい。では、毎年度の再就職の人数も教えてください。

○鯨岡課長代理 はい。了解しました。

○生島専門委員 ありがとうございます。

やはりほんとうに競争をきちんとしているのかというときに、非常に関係性の強い会社さんが形式的に応札されているということで、最終的には財団法人の協会さんが毎回落札をされると。これでもって、もう1者応札しているから競争性が確保されているというご理解だと、ちょっと厳しいのかなと、これに関しては非常に疑義を持っておりまして、実際に経費の削減もされておられませんし、本質的なところで違うのかなと思っています。そちらについてはご検討いただければなと思います。

以上です。

○浅羽副主査 よろしいですか。ご説明ありがとうございます。

今の関連で、現契約で、まず入札1回目は不落だったという理解でよろしいのでしょうか。

○鯨岡課長代理 はい。26年度からの今回の対象の分については、1回目は不落でございます。

○浅羽副主査 そうしたことと削減率、何でもこういうことをやるのか、民間競争入札等をやるのかということの目的の1つとして、もちろん質の向上もあると思いますが、コスト削減が入ってくるのかと思います。そちらのコスト削減のほうで、なかなかこの事業に関して厳しい、かつ同じ事業者さんが落としてはいますけれども、それでも1回目が不落になっているといったことからすると、これは感想で結構なんですけど、発注者側として、今後、なかなかコスト削減の効果というものは、これによって見出しづらいと考えていらっしゃるのか、それとも、そうではなくて、もうちょっとやりようがあると考えていらっしゃるのか、こちらのところを教えてくださいなのですが、いかがでしょうか。

○瀧澤課長 先ほども総務省の方からご説明がありましたように、この案件は、3契約7人でやっていた契約を、1契約5人に変更しました。そのときに、今まで実験課題や実験計画書、年報といった書類を全て紙で提出していただいていたものを、全てウェブ上から

の電子申請システムに変えました。

それから、今回、23年度から25年度、また26年度から28年度の契約行為で変わったことは、先ほどご説明がありましたけれども、5人の中の1人で事務補助員だった方を技術員に変更いたしました。その理由は、今まで5人でやっていた契約を、そのうちの4人が実験支援に回れるような体制を組んでいたんですが、5人が実験支援に回れるようにして、管理区域内の作業を全て5人ができるように変更いたしました。

なぜかと言いますのは、昨今の予算削減で、加速器の運転効率を上げるために、今まで外部利用者の利用というのは、朝9時から5時半になるべく組むようにしていたのですが、そういう組み方をすると、加速器の運転効率がすごく下がってしまうということで、どこかの時間に実験を配置しても、全て実験の補助をできるように変えました。そのためには、事務員が窓口業務だけをやっていて、ほかの人のバックアップに回れないのでは困るということで、今回の市場化に合わせて、技術員に変えたという経緯がございます。

そのことによって、実際に金額等にはあらわれていないんですが、実際の供用の収入が1,000万円ほど増えていますので、技術員の金額は若干は上がっているんですが、機構としての収入は相当増えているということがございます。そのような体制にしたことによって、今までは時間外手当を払っていたんですが、過去3年間の平均の時間外手当を見込んで、26年度から28年度の契約を行ったことによって、若干技術員の費用が上がったんですが、時間外手当を含んだ費用と技術員に変えた費用を見込んでも、先ほどの41,000円程度の費用が減額になり、実際はもっと収入が増えているということでございます。

そのような説明でよろしいでしょうか。

○浅羽副主査 実質的に結構よくなっているというお話ですが、それが、例えばビームオペレーション株式会社、あるいはその他、入札に参加してもいい、あるいは説明を受けてみたいというところでうまい具合につながっているのかなど。先ほど、生島委員から競争性については、なかなか納得いかない部分があるというお話でしたが、私も同じような感想を持っております。何かうまくやっているように、説明されていると、確かに言っている感じはするんですけども、それが競争性のほうにまで、つまり他者からもわかるような形で生かされているのかなど。そうすると、もうちょっと何か工夫の余地は別の観点であるのかなと思うんですが、いかがでしょうかね。

○瀧澤課長 その辺のことについて、今回、市場化テストを行うに当たって、2者応接ということが相当ネックになってございましたので、内々に原子力関係の事業者さんにお話を伺ったという経緯もございます。そのときに、業者さんの名前は出しませんが、福島関係のほうに特化したいということで、今回、そういうご案内をいただいていますけれども、入札は辞退したいという事業者さんが2者ほどございました。たまたま今回の市場化テストが、福島のほうに影響していたので、応札者が2者になってしまったということも若干考えられるかなど、私どもでは考えております。

○尾花主査 では、2点ほど。質的基準、サービスの質が満たされているという判断の根

拠になっているアンケートなのですが、事務局からの指摘によりますと、2ページ目の米印の回答数が非常に少ないような印象を受けております。これをもってして、質的に満たされていると判断された根拠は何でしょうか。

○瀧澤課長 ご説明させていただきます。延べ利用者数は大体外部利用者が800名、内部の方は統計をとっていませんので、高崎研内部の方はほとんど毎日使われているので統計をとっておりませんが、外部利用者は800名。そのうち800名の利用者の方で、実験課題責任者として当方とコンタクトをとっていただいている方が、年度によって変わるんですが、20名や25名という人数になります。

その実験課題責任者の下に、実験参加者という方がいらっしゃいますが、その方々はほとんど当方とはコンタクトをしませんので、アンケートをとる場合に、実験課題責任者の方にアンケート用紙をお渡しいたします。大体実験課題責任者と参加者の方で100名から120、30名の方がいらっしゃいますが、その方々が年間に何回かご利用になります。1回目にご利用になったときにアンケートをお願いしているんですが、毎回利用しているので、アンケートはいいよという方もいらっしゃいます。無理やりアンケートをお願いすると、全て「満足」というところに書かれてしまって、満足度が上がってしまうので、そういう方については、無理やりにアンケートはとっておりません。「アンケートをお願いします」と言って、普通に書いてくるもののアンケートの集計結果でございます。ですから、厳しいコメントもございまして、毎回同じ方々が実験に見えますので、2回、3回来ている方々に、毎回同じアンケートをお渡ししても、返ってくる率が少ない。そういうことから、必然的に実験延べ人数に比べると、アンケートの数が少ないというのは、そういうことでございます。

○尾花主査 そういったアンケートのとり方をするというのは、仕様書上は明らかになっていますか。つまり仕様書を読んだ他の入札を考える方というのは、例えば、利用者にアンケートを取るといった場合に、外部だけしかとりません、内部はとりませんとか、外部で取るとしても、リーダーの代表者だけですか、複数回やった場合には、1回だけとか、任意にやらなくてもいい人には無理やり頼んでいませんみたいな、そういったことは仕様書に書いてありますか。

○瀧澤課長 そういうことは、仕様書には書いてございません。通常アンケートを行うと書いてあるだけでございます。アンケートをお頼みした段階で、毎回は勘弁してよと。参加者も毎回同じだし、窓口でコンタクトをとっている方も毎回同じなので、「毎回のアンケートが変わるわけないだろう」と言われていますので、毎回はお願いするんですが、そのたびにお断りされているというのが現状でございます。

○尾花主査 それで、利用者の定義というのは、機構さんとコンタクトをすることをもって利用者とお考えなんですか。それとも、施設を利用する方をもって利用者とお考えなんですか。

○瀧澤課長 仕様書の中に外部利用者と定義してございますので、外部利用者に対してア

ンケートを行うということにしております。内部利用者についてアンケートをとっても、内部利用者は勝手に使っている。極端な言い方をすると、自分のマシンタイムがあって、そのマシンタイムに自分で実験をやって、自分でデータをとって、それでおしまいということなので、我々の窓口のところにはコンタクトをとって来ることはない。

何か危険なことがあった場合は言ってきますけれども、それ以外のことはないので、放射線業務従事者というのは、管理区域内に入って作業をするんですが、自分で自由に自立して作業できますので、外部利用者の方は自立して作業するというのではなくて、装置等がわからないので、今回の委託業務の中で支援を行うということです。

○尾花主査 このような質問をさせていただいている趣旨というのは、仕様書は誰が読んでも明確であることが大事だと考えていて、それによって競争性がより確保できる、よい調達ができるのではないかと考えています。その観点から言いますと、利用者と定義しながら、その代表者にだけしかアンケートをとらない実務だということなのであれば、それを明確にすべきだと思いますし、そういった形で仕様書をもう少し改善するというか、見直すというのが、よりよい調達に資するのではないかと考えるのが1点です。

その観点でいくと、総務省の事務局の方が書いていただいたとおり、実施経費の増額要因で、事務係員から専門的な知見、経験を有する技術員に見直したということが仕様書において明示されているとは言いがたいというご指摘があったと思うんですが、これがもし本当なのであれば、仕様書自体をもう少しわかりやすくしていただくことにより、見積もり等により多くの入札者の平等な業務の認識が高まるのではないかと考えました。そのあたりについては、いかがでしょうか。

○瀧澤課長 総務省からのご指摘で、若干わかりづらい書きぶりでしたが、事務員から技術員にするという仕様書は、ちょっと読んでいただくとわかるんですが、総合評価落札方式の評価基準の中に、全て事務員でないと応札できないようにしてございます。

それと、仕様書の何ページか、ちょっとあれですが、実験補助のために24時間体制で行うとしております。事務員は管理区域内に入ることができませんので、その辺でも若干見られるかなと考えてございます。だけど、今後はもっとわかりやすく仕様書等を変更したいと考えております。

○尾花主査 わかりました。いいでしょうか。

○辻専門委員 済みません。今おっしゃっていた、24時間体制で実験をなさっているわけなんですか。

○瀧澤課長 はい、そうです。

○辻専門委員 仕様書上では、この施設は24時間稼動していると書かれているわけなんですか。

○瀧澤課長 24時間稼動しているとは書いてございません。24時間稼動している部分もありますけれども、サイクロトロンは月曜の朝9時から金曜の17時ぐらいまでは連続運転でございます。静電加速器3台、タンデム、イオン注入、シングルエンドについては、朝9

時から夜の11時ぐらいまでが利用時間でございます。

○辻専門委員 そうすると、今回の委託する事務の中には、機械の保守・点検とあったかと思うんですけれども、受託者は稼動している間、ずっと張りついていなければいけないのか、それとも定時で帰ってよろしいとか、どんな感じなんですか。

○瀧澤課長 装置はございますけれども、装置の末端のところまでビームが来ているということはございません。サイクロトロンは照射する場所が二十何カ所ありますが、1カ所にビームが行っている場合は、ほかのところは全部動いておりません。停止状態です。ですから、1カ所ほかの実験で使っている場合は、ほかのところは停止しております。真空状態を維持するための真空装置みたいなものは動いていますが、そのためのメンテナンスというのは、通常の勤務時間、9時から5時半までの間に点検するような形になっております。

○辻専門委員 その定時が終わった後は、スタッフはもう帰っていないという理解で合っていますか？

○瀧澤課長 そのとおりでございます。

○辻専門委員 だと、運転している間に、例えば、真空状態が保てず事故があった場合というのは、どういうふうになるのでしょうか。

○瀧澤課長 その場合は、緊急呼び出し体制になっておりまして、委託者ではなくて、そういう場合は職員が全て対応する形になっておりまして、その管理体制は整っております。

○辻専門委員 そのあたり、仕様書が手元がないのでわからないんですけれども、今回のこの事業について、新しく手を挙げて入りたいと考えている事業者さんは、ぱっと見て、これは間違いなく定時で帰れる。事故があった場合には、定時以外の残業時間中については、官のほうやってくれると、それは一目でわかるような感じになっているのでしょうか。

○瀧澤課長 一目というか、一応仕様書の中に技術支援以外の者については、9時から17時半の定時とうたってございます。技術支援については、24時間体制で支援をしていただくということで、技術支援というか、実験が夜間に組まれた場合にのみ、そういうふうに対応していただくと。夜間に組まれていない場合は、対応していただかなくて結構ということでございます。

○辻専門委員 だと、実験が夜間に組まれている場合には、やはり事業者さんが対応しなければいけないわけなんですか。

○瀧澤課長 そのとおりでございます。

○辻専門委員 ちなみに、仕様書上には、過去どれぐらい夜間に稼動している実績というものも書かれているわけなんですか。

○瀧澤課長 過去というより、仕様書には書かれてございませんが、過去3年間の平均を説明会の時にはご説明しております。

○辻専門委員 だと、おそらく初めて新規に手を挙げる方々からすると、どれぐらい夜

に働かされるかわからないという不安点もあるかもしれませんが、そのあたり、今後、そんなに大変な仕事ではないんですよとか、もしくは、しっかりと働く時間についてはこれぐらいの見積もりがあるんですよという手がかりを与えていただくと、新規の事業者さんも手を挙げやすくなるかなと思いますので、ご提案でございます。

○瀧澤課長 済みません。ご指摘ありがとうございます。そのような標準人員何名とか、積算の仕事量何時間というのは、積算の根拠を示して、今後は仕様書をつくりたいと思います。

○尾花主査 それでは、時間となりましたので、「イオン照射研究施設等利用管理業務」の事業評価（案）等に関する審議は、これまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 先ほど、尾花主査からご指摘のありましたアンケートの書きぶりですけれども、今、実施要項を確認しまして、機構は本業務の利用者に対して、次の項目の満足度についてアンケートを実施するとのみ書いてあります。そこをさらに明確化すべきというご指摘だったと思われまます。

それから、生島委員からのビームオペレーションとの関連性でございます。これは、平成27年度まで日本原子力研究開発機構さんの組織だったということで、機構さんのホームページのほうに、関係法人に該当する会社について契約が公表されておりまして、そこによりますと、関係の法人ということで、OBの方が再就職されている事業者、取引割合は売り上げの3分の2以上というところまではホームページには公表されております。金額としては、年間で約3.5億円程度になってございます。詳細については、また事務局を通じてご報告したいと思います。

以上です。

○尾花主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事務局から監理委員会に報告するようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

続きまして、「電子加速器・コバルト照射施設の運転等にかかる業務」の実施状況及び事業評価（案）について審議を行います。

最初に、実施状況について、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構高崎量子応用研究所放射線高度利用施設部照射施設管理課、上松課長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いいたします。

○上松課長 上松でございます。「電子加速器・コバルト照射施設の運転保守業務」の実施状況について説明させていただきます。

本件は、市場化テストの実施が平成26年からとなっております、実施している事業としては1期目ということになります。対象施設といたしましては、高崎研究所ですけれども、先ほどのイオン照射施設ののところと同じような放射線施設になりますが、対応する施設が違うということで、なおかつ運転保守業務だということでご理解ください。書いてあ

るとおりですけれども、人類社会の福祉及び国民生活の水準向上に資するため、放射線・量子ビームを用いた研究開発を行っているといった施設になります。

参考資料のカラーのところから説明させていただきたいと思います。まず、業務の概要ですけれども、施設の特徴としましては、研究用の施設であるということです。特に本件に関しては、高崎研はイオンと電子ガンマと主に3種類の放射線を利用している施設があるのですけれども、その中の電子線とガンマ線の施設になります。利用の分野というのが、新機能性材料・バイオ技術の研究開発、宇宙環境材料開発・評価、原子炉材料等の耐放射線性評価、福島関連の各種評価・技術開発などを行っております。ここの施設ですけれども、実験装置が設置できる大きな照射室が複数ありまして、低線量率から大線量率までの広範囲な照射が可能な施設になっております。照射室内というのが、線量率が非常に高く、安全管理が非常に重要な施設になっております。

簡単なポンチ絵がありますけれども、見たとおり、4つの建物があります。①が電子線加速器で、性能とすれば、2MV、30mAの施設になります。②、③、④はコバルト60のガンマ線施設ですけれども、②が第1棟、③が第2棟、④が食品照射とそれぞれあります。

次のページを見ていただきまして、業務の内容なんですけれども、主な業務というのが、照射施設の運転保守になります。項目とすれば4つありますけれども、運転保守が①、②点検保守、3番目に照射施設の管理、4番目に関連業務ということになります。この運転保守の業務ですけれども、各種実験に適合した照射を行うために、照射装置の操作と照射時間のコントロール、実験サンプルの設置支援、照射室等の安全確認、遮蔽扉等の開閉操作、管理区域における安全監視施設の点検保守を行っております。関連業務及び実験照射のために正確な照射量を確認するなどの技術支援業務も含まれております。

先ほど、ポンチ絵で見たとおり、対象施設は4施設になりますけれども、それぞれの施設に1名ずつ、合計4人の標準要員数となります。実施期間は3年間です。実施時間については、夜間はありません。9時から5時半という形になっております。

次のページにいきまして、業務フローですけれども、大きく分けて上から運転予定表の作成、2番目に定常の運転、最後に施設管理及び支援ということになっております。ちょっと詳細は省略させていただきます。

資料2に戻っていただきまして、説明を続けさせていただきますけれども、1、事業の概要の(3)請負業者ですけれども、放射線利用振興協会ということになります。

(5)の契約相手決定の経緯を説明させていただきます。本件については、総合評価落札方式によって実施しました。入札参加者は3者ということになっております。評価の結果、総合評価点が最も高い一般財団法人放射線利用振興協会が落札しました。

資料2の2ページ目の一番上に表がありますけれども、そのような点数金額となっております。

次に、2項目めの確保されるべきサービスの質の向上の達成の状況ですけれども、設定されている項目は主に3つの項目になりまして、「業務の内容」、「照射施設の運転保守等に

かかわる満足度調査」、3番目に「照射（実験）利用者の満足度調査」という形になっております。

まず、業務の内容についてですけれども、（イ）（ロ）（ハ）とありますけれども、安全な業務の遂行、あるいは円滑な業務の遂行、適切な安全・安定な運転保守ということになりますけれども、いずれも問題なく、評価もよい状態で達成されました。

次の項目の「照射施設の運転保守等にかかわる満足度調査」ですけれども、これについては、（イ）（ロ）（ハ）（ニ）（ホ）とありますけれども、実験利用者というよりも、実際の運転保守にかかわる業務の内容についての評価になります。運転保守の品質、あるいは作業、修理等の報告書の内容、保守・修理・改良等の技術レベル、計画的な施設等の保守、コミュニケーション等が項目で挙げられています。それぞれ80点以上の点数をとることができました。平均点は、平成26年度が85.2点、27年度が84.2点という結果になって、いずれも良好な結果を示しております。

ここで、アンケートの対象者数なんですけれども、実際には実験利用者ではなくて、施設を運営している職員が対象になりますので、人数が少ない状態になっております。人事異動等もありまして、26年度は7人、27年度は6人という形になっております。

次の項目なんですけれども、「利用者の満足度調査」。これは、実際の実験に来られている人たちの満足度調査になります。これも（イ）（ロ）（ハ）（ニ）ということで、準備の円滑さ、あるいは安全確認の正確さ、スケジュールの調整、連絡等、利用者への対応という項目でアンケート調査をしております。これに関しては、非常に高得点になっておりますけれども、それぞれの項目においても、99点を超えるような高得点を示しております。

ここでは、対象者数がおおよそ1,000人で、内部の利用者、あるいは機構外の利用者を含めて、全ての利用者に対してアンケートの協力を依頼しております。

続きまして、次のページですけれども、3項目めの実験経費の状況及び評価、実施経費の状況・評価というところで説明させていただきます。

（1）実施経費ですけれども、ちょっと省略しますけれども、今回、単年度当たりは、①約2,600万円。

経費節減の効果ですけれども、平成25年から26年の支払い金額が、約3,000万円になっております。その結果、ここでちょっと説明しなくてはいけないんですけれども、今回の市場化テストの導入に当たって、業務の見直し等も行っております。夜間運転をなくしたこと等によりまして、標準要員数が5人から4人に削減したこともありまして、約15%の経費削減効果があったということになります。

次に、4項目めですけれども、民間事業者からの改善提案による改善実施事項等です。それぞれ担当している施設がありますけれども、それぞれの習熟度がアップしたことに加えまして、他施設の業務にかかわること、これはすなわち電子線加速器とコバルトの施設それぞれについて、ほかの施設という意味なんですけれども、加速器をやった人がコバルトの施設のことについてもということになります。そういった業務にもかかわることで、

担当以外の施設に対する理解度を深めて、スキルアップが図られたということがあります。

5番目ですけれども、全体的な評価になります。先ほど、いろいろ評価、アンケート等も含めて申し上げたとおり、安全に業務が実施され、安定な施設の運転保守がされました。

続きまして、ちょっと省略させていただきまして、項目6番の今後の事業のところに移らせていただきたいと思います。本件は、3年間ということなんですけれども、2年間に限ってということになります。今回のこの中では、業務改善指示等、法令違反等といったものはありませんでした。

あと、今後について、②のところにありますけれども、契約監視委員会というものが、本機構でも設置されておりまして、チェックを受ける体制が今後も整っているということが挙げられます。

③ですけれども、応札ですけれども、2者から3者に拡大されております。

④についても、確保されるべき質にかかわる達成度についても、十分に達成しております。

⑤において、経費削減効果についても、15%あったということが言えます。

以上、大体説明させていただきましたけれども、こういった形で市場化テストという形式を終了させていただきたいと考えております。

市場化テストを終了した後、機構内部に設置される契約監視委員会において、公共サービスの質の向上を踏まえた実施状況の点検を受けることとしたいと思っております。

ちょっと説明がひどかったんですけれども、よろしく申し上げます。

以上です。

○尾花主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いします。なお、説明は5分程度でお願いします。

○事務局 それでは、「電子加速器・コバルト照射施設の運転保守業務」評価（案）につきまして、事務局よりご説明いたします。

事業の概要等につきましては、先ほど機構からご説明がありましたので、省略させていただきます。

II番の評価のところから説明をさせていただきます。平成26年4月から平成28年3月の2年分を評価させていただきました。確保されるべき質の確保状況につきましては、先ほどご説明がありまして、全て達成されております。

続きまして、民間事業者からの改善提案についても、あったということで評価をしてございます。

続いて、3の実施経費でございます。こちらにつきましても、削減額463万円ということで、率に直しますと、15%の削減があったということでございます。

評価のまとめですけれども、業務の実施に当たって確保されるべき達成目標として設定された質については、2カ年とも全て目標を達成しており、実施経費につきましても、削

減がなされたということでございます。

最後、おめぐりいただきまして、本事業の市場化テストは今期が1期目ではございますが、事業全体を通じて、実施状況に法令違反等はなかったということ。実施状況についても、外部有識者によるチェックを受ける体制が整っていること、また、入札においては、3者の応札がありまして、競争性は確保されていた。確保されるべき公共サービスの質についても、全ての目標を達成していた。また、経費削減においても、市場化テスト前に比べて、業務の見直しを行いまして、経費が減少しております。

以上のことを踏まえまして、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に基づきまして、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると事務局としては考えております。

ただ、市場化テスト終了後についても、「競争の導入による公共サービス改革に関する法律」の精神を引き継いでいただきまして、こちらのサービスの質であるとか、入札参加資格、その他仕様等につきまして、引き続きサービスの質の維持・向上、またコストの削減を図っていくことを求めたいと考えております。

事務局からは以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）について、ご質問、ご意見のある委員は、ご発言願います。

どうぞ。

○辻専門委員 ご説明どうもありがとうございました。

今後、競争性を確保するためには、おそらく仕様書をかなり明確にさせていただいて、新規に参入する方々も安心して手を挙げられるようにすることが必要かと思われます。そこで、幾つか気になった点をお伺いしたいところなんです。

まず、そもそも今回の業務というのは、こちらのいただいているカラーの参考資料をおめぐりいただき、2ページ目を拝見すると、照射施設の設備があって、その中にコントロールルームみたいな場所があって、そこに業者さんが入って、いわば病院のレントゲン室みたいなところに入って行って、レントゲン技師さんみたいな仕事、つまりどの部分にどれぐらいの線量を当てるかとか、そういう部分を考えて、機器を操作する仕事という理解で大体合っていますでしょうか。

○上松課長 正確に言うと若干違いますけれども、おおよそよい理解だと思います。

○辻専門委員 ちなみに、病院と違う点というのは、利用者さんがいくらか装置の使い方もわかっているのでしょうか。

○上松課長 これはいろいろです。まるっきり新規に来られる方と、もう長年やっている方と、多々あります。

○辻専門委員 ですと、かなり専門家で、お客さんがいなくても独力でしっかり装置が扱えるような人間でないとまずいわけなんですね。

○上松課長　そうです。

○辻専門委員　ちなみに、実施時間が朝9時から5時半と書かれていますが、これは残業は一切ないのでしょうか。

○上松課長　基本的にありません。

○辻専門委員　基本的にはない。

○上松課長　はい。

○辻専門委員　例外があるんですか。

○上松課長　例外があります。

○辻専門委員　どんな場合でしょうか。

○上松課長　特に加速器の場合に、故障等があつて、緊急にそれを修理しなくては行けないとか、対処しなくては行けないという場合があります。そういった場合に、定常外ということでお願いすることがあります。

○辻専門委員　この業務の中には、機器の修理も入っているわけなんですか。

○上松課長　はい、入っております。

○辻専門委員　おそらく仕様書上では、どういう修理が必要と書かれているとは思いますが、すけれども、一般人が見ると、こんなよくわからない加速器の修理なんて無理と思ってしまうような感じがするんですけれども、どのような修理をするのでしょうか。

○上松課長　仕様書の中に書いてありますけれども、修理は軽微なことに限られていまして、そんなに難しいことは含まれていません。それが仕様書の中に明記されています。実際に難しい修理、加速器が壊れたといった場合に、加速器のメーカーに頼まないといけないこともありますので、そういったものは、まるっきりこの契約とは別の形で修理をしております。

○辻専門委員　ちなみに、その修理のとき以外にも残業があるかなど、僕は思ってしまいます。例えば、業務の概要を見ると、原子炉材料等の耐放射線性評価と書いていまして、多分、これは長期間放射線にさらして、材料がどんな感じで劣化するかを見るのかなど想定するんですが、これは9時から5時半までという時間だけで間に合うのでしょうか。

○上松課長　説明がちょっと足らなかつたんですけれども、照射は24時間でやっています。電子線ではなくて、コバルト60に関しては24時間でやっています。実験装置の出し入れは昼間にやって、長時間照射に関しても入れっ放しで、夜間はほったらかしの形で照射を実施しております。ですから、夜間のそういった業務はないということになります。

○辻専門委員　一旦、僕からは結構です。

○生島専門委員　ご説明ありがとうございます。

私のほうからは、先ほどと同じ質問になるんですけれども、先ほどの業務と施設は違うけれども似ているということで、やはり傾向は似ているなと思っております。やはりビームオペレーションさんが応札をされていて、もう一つ、東京ニュークリアサービスさんというところも応札をされているんですけれども、こちらに関しても、一応関係性というこ

とで、機構さんからの発注額ですとか、再就職の方がいらっしゃるですとか、予定価格をどれくらい超過したのかということについて、もしおわかりであれば、今おわかりでなければ、後ほどまた教えていただきたいということで、それが質問です。

そして、これはちょっと意見ということになります、こちらは2者ではなくて3者になったので、競争性が確保されたというご理解もあるのかなとは思いますが、やはり2者が3者になっても、予定価格には結局1者しか入っていないと。競争性が確保されたというからには、せめて予定価格以内に入るところが2者以上あってほしいなと思いますし、一般の人が聞いても、そこは同じような理解かなと思うんですが、そちらに対して、もう少し競争性の確保ということに関しては、世の中の人が理解し得るレベルを求めているなと思っております。

以上です。

○浅羽副主査 私からは、1点教えてください。経費の削減についてなんですけれども、463万3,000円削減額となっていて、その理由として、夜間運転を行わないということで、要員が削減されたと説明をいただいているんです。これは、それが全てということなんでしょうか。それとも、主たる要因であって、そのほかにもいろいろと経費の削減をした結果として、こうなっていると理解すべきなのか、それとも削減効果は、夜間の運転を行わないことは、実はもっと大きかったんだけれども、ほか膨らんでこの程度におさまっているというものなのか、その削減効果の要因を教えてください。細かい何円単位とか、そういう話ではなく、大きなくくりでいいんですけれども。

○上松課長 主な要因というのは、やはり夜間運転を取りやめたということが主な要因になっております。ただ、実態として、契約のほうでいろいろ調べていただいたんですけども、当時の平成23年度の時のそれに比較して、いわゆる一般市場の平均的な1人当たりの金額に対して、幾らぐらいだったのかなという評価をした時に、そのパーセントとすれば下がっていたということを知っておりますので、そちらも若干効果があったと私は理解しております。

○辻専門委員 済みません。今、夜間運転がなくなったというのは、先ほど、長期間照射をなさるとおっしゃっていたと思うんですが、どういう意味合いなんでしょうか。

○上松課長 コバルト60に関しては、夜間運転というか、照射しっ放しという形になるんですけれども、電子線加速器に関して、夜間運転がなくなったということになります。今回、市場化テストということでいろいろなことを検討しまして、あとは、機構内での利用状況などを踏まえて、何とか減らす方法はないかということで、いろいろな角度から検討して、そういった形になったということですね。

○辻専門委員 だと、電子線に関しては、5時半以降はもう動かしていないというイメージなんですか。

○上松課長 そうです。

○辻専門委員 だと、電子線については、長時間照射し続けるというお客様の都合は

ないのでしょうか。

○上松課長 実際にはないです。コバルト60のガンマ線に比べて、電子線の線量率が非常に高いものですから、結構短時間で照射が終わってしまうものがほとんどなんですね。うんと長時間というのは、なくはないんですけども、大電流でやる必要があって、その場にはずっと人がついていないと、加熱し過ぎてしまったりということがあります。実験者もついていなくてはいけないことになってしまいまして、利用形態として適切でないということも含めて、昼間だけで済むということなので、そういう形で利用を制限しております。

○辻専門委員 わかりました。

○尾花主査 2点。今の夜間運転をなくしたというところでは、公共サービスの業務の内容として、夜間運転をなくすことによっても、よいサービスが提供できていて、結果として経費も削減できたので、経費削減効果があったと理解しましたが、それでよろしいでしょうか。

○上松課長 はい。

○尾花主査 はい、わかりました。

2点目ですが、機構さんのお書きいただいた、2ページ目の提案書の評価点ということなんですが、総合評価点と提案書の評価点と同じということは、価格という意味でいくと、もう予定価格ぎりぎりのものを入れていただいたという理解でいいのでしょうか。

○鯨岡課長代理 はい。落札結果がほぼ予定価格に近い金額で落札したということで、点数評価が0点になっています。それ以外は、予定価格に達していないということで、技術審査の点数のみの評価ということになってしまいました。

○尾花主査 ありがとうございます。

2点と申し上げたので申しわけないんですけども、1点、先ほどの件は福島に特化したいという業者さんがいて、落札業者が増えなかったと。本件については、増やすことができましたんですが、増えた要因について、何か思い当たる点はございますか。

○鯨岡課長代理 事前に複数社に働きかけたということと、ヒアリングや説明会を行った結果ではないかと思っております。

○尾花主査 ありがとうございます。

ほかに、どなたかございますか。

それでは、時間となりましたので、「電子加速器・コバルト照射施設の運転等にかかる業務」の事業評価（案）等に関する審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から、何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 はい。先ほど、生島委員からご質問のありました東京ニュークリアサービスの関係については、事務局を通じて報告をさせていただきます。それ以外はございません。

○尾花主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事務局から監理委員会に報告するようにお願いいたします。

本日はありがとうございました。

(量子科学技術研究開発機構退室・法務省入室)

○尾花主査

続きまして、「外国人在留総合インフォメーションセンターの運營業務」の実施状況及び実施評価（案）について、審議を行います。

最初に、実施状況について、法務省入国管理局総務課、東郷補佐官よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いします。

○東郷補佐官 入国管理局の東郷でございます。よろしくお願いたします。今日はお時間をいただきまして、ありがとうございます。

私のほうから、インフォメーションセンターの運營業務の実施状況について、お手元の資料及び別紙に基づきまして、ご説明したいと思います。

時間もないので、はしょっていきますが、まず事業の概要等については、資料の1に書いてあるとおりでございます。

本委託業務の実施状況調査については、入札実施要項におきまして、平成28年1月に実施するということとなっております。今回、資料2の(2)、2ページ目のところなのですが、そこに記載しておりますとおり、平成26年4月から平成27年12月までを対象期間として調査を実施しております。

調査項目につきましては、その下の2の(3)のところに書いてございますとおり、利用者アンケート調査の結果と電話及びメールによる対応状況、これは東京入国管理局のみになりますが、それに総相談数及び延べ従事者数の3項目、さらに、4に記載しておりますが、実施経費について調査しております。

まず、利用者アンケートの調査の結果についてご説明したいと思います。こちらは、資料の別紙1をご覧ください。利用者アンケート調査では、確保すべき公共サービスの質として、利用者アンケートにおける「応接態度が適切であったか」及び「必要な情報を得られたか」の調査項目に関する満足度において、それぞれ90%以上の利用者から「満足」、「ほぼ満足」または「普通」との評価を受けることを国が要求する水準としております。

全ての官署の調査項目において、ご覧いただけますとおり、95%以上の利用者から「満足」、「ほぼ満足」または「普通」という評価をいただいております。したがって、要求水準を上回る結果となっておりますので、公共サービスの質は維持されていると私どもは評価しております。

次に、電話及びメールによる対応状況についてご説明いたします。では、何枚かめくっていただきまして、別紙2をご覧ください。

こちらは、先ほど申しましたとおり、東京入国管理局のみの調査項目になります。確保すべき公共サービスの質といたしましては、電話による対応は、相談等にかかる応答率について、毎月の平均値が70%を上回ることで、メールによる対応は、相談等のうち回答が必要と判断される場合には、受信日も含めて、3業務実施日以内に回答することを国が要求

する水準としております。

電話の応答率につきましては、業務の開始当初については、要求水準である70%を下回る月があったものの、受託事業者に対して、改善の申し入れやコミュニケーションを密にとるということをしたところ、平成27年度には、全ての月で要求水準を満たしておりまして、改善が認められます。

また、メール相談の回答状況につきましては、平成26年度は受信日を含む3業務実施日以内に回答ができなかった案件が計236件であったところ、業務従事者の経験が増したことによりまして、技能が向上するにつれて改善がなされまして、平成27年度には全ての案件について、3業務実施日以内に回答できておりまして、電話及びメールによる相談業務の対応状況についても、公共サービスの質が維持されていると私どもは評価しております。

続きまして、別紙3をご覧ください。上段の実施経費についてでございますが、市場化テストとして業務を実施した際、委託業務の集約化や委託範囲の見直しを行ったことから、取扱件数等が異なるため、単純比較はできませんが、市場化テスト実施前の平成22年度と市場化テストとして実施いたしました平成26年度以降の実施経費を各官署ごとに単年度で比較しますと、横浜支局を含む東京入国管理局につきましては、平成22年度の約7,631万円から平成26年度以降の約7,600万円へ約31万円、約0.4%の減、名古屋入国管理局につきましては、平成22年度の約2,690万円から、平成26年度以降の約1,890万円へ約800万円、約30%の減、大阪入国管理局につきましては、平成22年度の約2,350万円から平成26年度以降の約1,320万円へ約1,030万円、約44%の減となっております。市場化テストの実施に伴いまして、経費削減が図られたと評価しております。

下段の総相談件数及び延べ従事者数についてでございますが、調査期間中の総相談件数は、約66万2,500件、延べ従事者数は約1万6,100人となっております。

続いて、資料に戻りまして、資料の4ページの5をご覧ください。民間事業者からの提案による改善実施事項等についてでございますが、本委託業務につきましては、公共サービスの向上及び委託業務の適正な実施を図るため、調査期間中に受託事業者の提案による業務改善等が実施されております。具体的には、ここに書いてございますとおり、受託事業者において、社内研修のみならず、民間会社の外部講師による接遇研修や、業務中での疑問点等に答える機会を定期的に設けるなどしたところ、申請人等から感謝の手紙が意見箱に投函されるなど、業務従事者の接遇に向上が見られた。また、業務従事者が責任を持って利用者と接するようになることを目的に、胸に名札をつけさせたという事例がございました。

資料6の全体評価でございますが、これまでご説明いたしましたとおり、本委託業務につきましては、公共サービスの質を維持しつつ、実施経費は削減されているほか、民間事業者の創意工夫による改善提案がされたことで、業務環境の向上が図られておりまして、全体的な評価といたしましては、市場化テスト実施の成果は上がっていると評価してございます。

他方、資料の1ページに戻りますと、1の(5)に受託事業者決定の経緯について記載しているのですが、入札に当たりまして、東京入国管理局と名古屋入国管理局におきましては、競争性が確保されていたと認められますが、大阪入国管理局につきましては、1者入札となりまして、競争性の確保に課題が残りました。そのため、入札参加資格を持つ民間事業者に対して、積極的に入札参加を促すなど、今後、競争性の確保に向けて取り組む必要があると私どもは考えてございます。

資料の4ページをご覧ください。今後の事業についてでございますが、東京入国管理局及び名古屋入国管理局は、先ほどご説明いたしましたとおり、実施の成果が上がっているということと、競争性も確保されているということでございますので、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に定める市場化テストを終了する基準を概ね満たしておりまして、良好な実施結果が得られていると考えられますことから、市場化テストを終了いたしまして、法務省の責任におきまして、引き続き公共サービス改革法の趣旨に基づきまして、各庁自ら公共サービスの質の向上、コストの削減等を図る努力をしていくことといたしまして、実施状況については、外部有識者で構成しております法務省契約監視会議において、チェックを受けることとしたいと考えております。

また、一方で大阪入国管理局につきましては、先ほど申し上げましたとおり、競争性の確保に課題が残りましたことから、市場化テストを継続することといたしまして、入札参加資格を持つ民間事業者に対して、積極的に入札参加を促すなど、競争性の確保に取り組んでいきたいと考えてございます。

以上で、簡単でございますが、ご説明を終わらせていただきます。

○尾花主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価(案)について、総務省より説明をお願いします。なお、説明は5分程度でお願いします。

○事務局 それでは、事務局からご説明いたします。資料Cをご覧ください。

まず、1、事業の概要等でございますけれども、詳細は法務省のご説明がありましたので、こちらからは読み上げることは差し控えたいと思いますが、入札の状況につきまして、東京入国管理局、名古屋入国管理局につきましては2者応札。ただ、残念ながら、大阪入国管理局につきましては、1者応札という状況でございます。

2の評価のところでございますけれども、ページをめくっていただきまして、2のところにも各事項を記載してございます。幾つか水準等がございますけれども、うちアンケート調査につきましては、いずれも95%以上ということで、目標は達成しております。

また、電話やメールにつきまして、これは東京局のみの業務でございます。こちらは、27年度につきまして、いずれも問題はなくクリアしているという状況でございます。

また、民間事業者からの改善提案でございますけれども、接遇研修でありますとか、名札をつけての責任を持つての対応といった提案をいただいているところでございます。

3、実施経費でございますけれども、こちらは市場化テスト前後を比較いたしますと、

削減率は3事業あわせてですけれども、1,900万円、削減率として、15%削減となっております。なお、各入国管理局ごとの数値につきましては、資料に記載させていただいております。

4の評価のまとめでございますけれども、達成すべき達成目標として設定された質につきましては、全て目標を達成しております。

また、改善提案ですけれども、こちらは接遇研修の実施等、民間事業者のノウハウと創意工夫が発揮されている状況でございます。

また、実施経費につきましても、全体として15%の経費削減効果が認められます。

他方、競争性につきましては、冒頭申し上げたとおり、東京入国管理局及び名古屋入国管理局につきましては、複数者が応札している一方、大阪入国管理局につきましては、1者入札となりまして、競争性の課題が残ったという状況でございます。

この対応の方針でございますけれども、東京入国管理局及び名古屋入国管理局につきましては、①改善指示等の措置はなく、法令違反もないこと、②法務本省において設置している外部有識者で構成されている法務省契約監視会議において、事業実施状況のチェックを受ける予定であること、③として、いずれも2者応札であり、競争性が確保されていること、④として、公共サービスの質において目標を達成していること、⑤として、経費削減効果が認められているという状況でございます。

その下の大阪入国管理局につきましては、1者応札といったことが課題として残っておりますが、その他のところにつきましては、同様となっております。

したがって、事務局の意見としましては、法務省のご意見のとおり、東京入国管理局及び名古屋入国管理局につきましては、終了プロセスへ、ただ、大阪入国管理局につきましては、引き続き、継続して市場化テストを実施したいと考えております。

報告は以上です。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）について、ご質問、ご意見のある委員は、発言をお願いします。

○辻専門委員 ご説明どうもありがとうございました。

競争性が確保されていると。2者入札だったので、競争性が確保されていると承っておりますけれども、何点か気になりましたので、教えていただければと思います。

まず、いただいた資料に、説明会には9者参加なさっていると書かれていて、この資料の中には具体的な会社名が書かれているところなのですが、例えばなんですけれども、語学学校の応募はなかったのでしょうか。

○東郷補佐官 ありませんでした。

○辻専門委員 今回の事業を実施するに当たって、いろいろな事業者にお声がけなされたのかなと思うのですが、日本中にいろいろな語学学校がたくさんあるかと思うのです。そちらの語学学校業界に対して、こういう事業をやりますよというお声かけはなされたの

でしょうか。

○東郷補佐官 語学学校には、特に声はかけていないかと思います。

○辻専門委員 それは、何か事情があったんですかね。

○東郷補佐官 語学学校にお声がけをするという発想がなかったんだと思います。

○辻専門委員 念のためお伺いするんですが、この事業というのは、日本に来日なさっていただいている外国人の方々に対して、入管業務に関する情報提供を行うと理解しております。おそらく事業者にはマニュアルを渡して、それをもとに業務をしていただくという理解で、まず合っていますでしょうか。

○東郷補佐官 そのとおりでございます。

○辻専門委員 このマニュアルの内容なんですけれども、これは日本語で書かれているんですか。それとも、各言語で書かれているマニュアルなんですか。

○東郷補佐官 日本語で書いております。

○辻専門委員 日本語のみですか。ですと、事業者というのは、日本語で与えられたメニューを見て、おそらく法律に関する難しい漢字がいっぱいの文面かなと推測するんですけれども、専門用語に関して、各事業者が正確に翻訳をして、その上で説明をなさる必要があるという理解で合っていますか。

○東郷補佐官 マニュアルにつきましては、一般の方にもわかりやすいように平易な文章で書かれているものでございますので、翻訳というか、通訳するのにもものすごく困難であるというものではないと考えております。

○辻専門委員 なるほど。ですと、今回の事業を受託するに当たっては、必要になる言語について、日常会話では足りないかもしれませんが、そこそこしゃべれる人間がいれば、日本語で書かれているマニュアルを使って業務を実施できるイメージで合っていますでしょうか。つまり、どのぐらいの技量が必要となるというか、語学学校の先生では対応できないような内容が求められるのでしょうか。

○東郷補佐官 そのようなことはないかと思います。

○辻専門委員 ですと、ご提案ですけれども、今後、おそらくこの業務について、一般の国民の方々のご存じない可能性が高いと思われますので、語学学校業界の方々にもお声がけをすると、ひょっとすると爆発的にとは申しませんが、たくさんの応募があるのかなと思いますので、ご提案でございます。

○東郷補佐官 ありがとうございます。

○辻専門委員 一旦、僕からは結構です。

○浅羽副主査 よろしいですか。すみません。

1点、教えてください。説明会の参加者数は結構数が多いのですが、実際の入札に至る数がかなり少なくなっているのですが、この説明会に来たけれども入札しなかった、応札しなかったというギャップの企業さんたちがどういう理由で札を入れなかったのかということについては、何か分析がなされていますでしょうか。

○東郷補佐官 分析とまでは言えないのですが、推測されるのは、やはり多言語における相談員の確保が困難であったということなのかなと考えております。今後は、できるだけ前広にお声がけというか、情報提供をして、そうすると、それだけ人も集めやすいと思いますので、そういう形で改善を図っていきたいと考えております。

○浅羽副主査 多言語への対応といいますと、何か特定の言語で、実はこれが一番大変とか、それとも、幾つか数を集めるのが大変とか、いろいろな側面があるのかと思うのですが、何か具体的にこの言語がというのはありますか。

○東郷補佐官 申しわけありません。ちょっとこの言語がというのはわからないのですが。

○浅羽副主査 いや、何でそんなことを申し上げたかという、もしそれが特定の言語に偏って、これだけがうまくいかないというのがあった場合には、また別のやり方を考えてもいいのかなと思ったのですが、もしそうでなく、それぞれの事業者が全部をそろえるのが厳しいということなのか、どっちなのかなということが、ちょっと疑問に思いましたので伺ったまでです。おわかりにならないのであれば、どうしようもないので。

○東郷補佐官 申しわけありません。ちょっとそこまで細かい分析はしておりませんので。

○生島専門委員 ご説明ありがとうございます。

お伺いしたいのですけれども、まず人数ですね。実際に業務に当たった人数というのは、どちらに書かれていますか。例えば、東京入国管理局の場合は、実際の従事者というのは……。「延べ」というのがちょっとつかみづらかったのです。そのあたりは外国語を話す方を集めるのが大変ということだったのですけれども、例えば、東京の場合はタガログ語を何人ぐらいであるとか、ポルトガル語を何人ぐらいであるという目安は、仕様書を見れば大体わかるのでしょうか。書かれてはあはる。

○東郷補佐官 すみません。まず、使用言語につきましては、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語ということになっておりまして、それと日本語は全員しゃべれるようにということになっております。ただ、タガログ語につきましては、名古屋入国管理局のみ、韓国語につきましては、名古屋入国管理局は逆に必要ないという形で、局によって相談件数が多いか、少ないかとか、住んでいる人の数によって、代表的な言語を選んだのだと思うのですけれども、それでこの言語には対応できるように、確実に1名以上いるようにということで、入札実施要項に示してございます。

○生島専門委員 でも、実際は1名では対応できないから実績を見て、そうは言っても、例えば東京の場合だったら、絶対に3名以上要るなとか、わからないのですけれども、韓国語は3名以上絶対必要だなとか、そういうことがわかるような過去の実績のデータというのは示されているのでしょうか。

○東郷補佐官 入札の実施のときに、過去の実績として、例えばどこの局で外国語の使用件数が、英語だと延べで何件あったかとか、そういうことについて細かくお示した上で応札していただくような形になっております。

○生島専門委員 延べ件数で大体何人ぐらい必要かというのは、既存の事業者はイメージ

がぱっとつきやすいと思うのですけれども、先ほど、辻委員からもご提案があったように、今までなかった語学学校の方とかが新規に入ってこられたときに、やはり延べ件数もそうなのですけれども、それで結局、実際には英語で何人、韓国語で何人、中国語で何人というのがわかったほうが、では、それだけの人数を確保すればいいのだなということで、より見えやすいかなと思うので、それはぜひ入れていただいたほうがいいのかなと思いました。

○東郷補佐官 ちょっと検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○生島専門委員 はい、ありがとうございます。

あと、それとは別なのですけれども、競争性の確保ということで、確かに2者応札があったのはよかったなと思いますし、名古屋局に関しては、競争性が働いているなというのは非常に見やすいのですけれども、東京は本当に競争性が働いていると言っていいのかなというところに疑義を感じました。というのは、やはり予定価格内には、結局1者しかいないし、最終的に落札しているのも、アイエーさんが1回入りましたけれども、それ以外は全部入管協会さんになってしまっているという意味で、東京のほうが、よりいろいろな事業者が参加しやすいだろうに、これはむしろ、あまり競争性が働いていないのではないかなと思ってしまいました。そのあたり、名古屋のほうがうまくいっているのだけれども、何で東京はそんなにうまくいかないかということに関しては、もう少し分析されてもよろしいのかなと思ったのです。しかも、東京の場合は、あまり経費の削減もできていないので。

○東郷補佐官 そちら辺につきましては、実は、先ほど申し上げましたとおり、東京入国管理局につきましては、全国の電話とメールを一括して受け付けるということで、名古屋と大阪については、来訪だけなのです。そういうことで、内容が若干多いというか、総合的に多いということで、やはり困難度が違うのかなということで、そういう差が出てきているのかなと。

すみません。あと、削減の関係もご説明すればよかったのですが、22年から23年に移ったときに、そういう集約化を東京入管で集約するという業務の見直しをしているということから、東京入管での削減率が低くなっていると思われまます。それで、名古屋と大阪は、それなりに下がっているという形が見られる。東京と名古屋・大阪との違いというのは、その部分かなと考えております。

○生島専門委員 なるほど。東京の場合に、やはり単年度で見ても、23年度から見ても上がっていているなという感じがするのですけれども、集約があった後も、経費が下がるというよりは、微増しているのかなと思います。そして、同じところが落札をしていて、予定価格内も1者しかないというところを見ると、これを競争性が働いていると言い切ってしまうといいのかなというのは、どうしても疑義が残るかなと思うのです。

○東郷補佐官 23年度以降、若干経費が上がっているというご指摘につきましては、アイエーカンパニーというのが落札していたのですが、こちらが破綻いたしたという事情から、

もともとの落札価格が低過ぎたのだらうと。それを、その後の業者については、破綻しないように、それなりの経費を要したと考えております。

○生島専門委員 なるほど。そうすると、これ以降は、仮に同じ事業者が落札を続けても、どんどん上がっていくということではないのですかね。今が適正ぐらいの感じなのですかね。

○東郷補佐官 ちょっと今後のお話は推測するしかないのですが、件数が増加するとすれば、やはり上がってしまうのかなと思いますので、件数次第かなというところはございます。

○生島専門委員 わかりました。ありがとうございます。

○尾花主査 それでは、時間となりましたので、「外国人在留総合インフォメーションセンター運営業務」事業の評価（案）等に関する審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から、何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 ございません。

○尾花主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事務局から監理委員会に報告するようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

続きまして、「地方入国管理局等の入国・在留手続の窓口業務」の実施状況及び事業の評価（案）について審議を行います。

最初に、実施状況について、法務省入国管理局総務課、東郷補佐官よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いいたします。

○東郷補佐官 引き続き、よろしくお願いいたします。それでは、入国・在留手続の窓口業務の実施状況について、先ほどと同様、お手元の資料及び別紙に沿ってご説明したいと思います。

事業の概要等は、先ほどと同様、資料1のとおりでございますので、割愛させていただきます。

資料2 ページの2、(2)にございますとおり、調査対象期間につきましては、先ほどのインフォメーションセンター運営業務と同様、平成26年4月から平成27年12月までとなっております。

調査項目につきましては、資料2の(3)にございます、「利用者アンケート調査の結果」、「待ち時間調査の結果」、「過誤処理件数」、「総申請件数及び延べ従業員数」の4項目、並びに実施経費について調査してございます。

なお、2の(4)の調査対象というところに記載してございますとおり、東京入国管理局においては、以前、ご審議いただきましたとおり、契約期間を平成28年3月31日までと変更の上、平成28年度におきましては、市場化テストによらない一般競争入札により選定した受託事業者が本委託業務を実施しておりまして、市場化テストの対象事業として実施してございません。ただ、調査実施期間は、対象事業でございますことから、評価のため

の調査を実施することとしてございます。

まず、利用者アンケートの調査の結果についてご説明いたします。別紙1をご覧ください。

上段に「利用者アンケート調査」の結果を示してございます。確保すべき公共サービスの質といたしまして、応接態度に関する満足度において、90%以上の利用者から「満足」、「ほぼ満足」または「普通」との評価を受けることを国が要求する水準としてございますところ、全ての官署において、95%以上の利用者から「満足」、「ほぼ満足」または「普通」の評価を受けてございます。要求水準を上回る結果となっておりますので、公共サービスの質は維持されていると評価してございます。

続きまして、下段の「待ち時間調査」の結果でございますが、確保すべき公共サービスの質といたしまして、待ち時間の平均が60分未満であることを国が要求する水準としていますところ、大阪入国管理局については、調査実施日の全てにおいて、要求水準を満たしております。また、横浜支局及び名古屋入国管理局については、未達成の日が1日ございますが、おおむね達成しているものと考えてございます。

他方、東京入国管理局につきましては、要求水準を達成した日がないという状況になってございまして、処理すべき業務量が想定を大きく上回って増加したということが、待ち時間の長期化の要因になったのではないかと推測しております。

続きまして、別紙2をご覧ください。

上段の実施経費につきましては、市場化テスト実施前は、一部の業務につきまして、国が直接実施するなど、運用形態が異なることから、単純に比較することはできませんが、市場化テスト実施前の平成22年度と市場化テストとして実施した平成26年度以降の実施経費を各官署ごとに単年度で比較いたしますと、横浜支局を含む東京入国管理局につきましては、平成22年度の約4,950万円から平成26年度以降の約5,880万円へ約930万円、約19%の増。名古屋入国管理局につきましては、平成22年度の約980万円から平成26年度以降の約1,810万円へ約840万円、約86%の増。大阪入国管理局につきましては、平成22年度の約650万円から平成26年度以降の約1,180万円へ約530万円、約83%の増となっております。

増加した要因といたしましては、平成24年度中に一部の受託事業者の経営破綻に伴いまして契約が解除されたということがございまして、平成25年度は、1年間の契約期間で実施したことで、価格競争が進まなかったことなどから、平成26年度以降は契約解除の事例を踏まえ、安定的、継続的な業務委託の実施を図るために、委託費の予算の積算を見直したことによるものと考えてございます。

中段の「過誤処理件数」につきましては、調査期間中に1,186件の過誤処理が発生してございます。市場化テスト実施前の過誤処理につきましては、統計をとってございませんので、件数の比較はできませんが、東京入国管理局において大幅に増加しているという印象でございます。待ち時間の長期化と同様、処理すべき業務量の想定を上回る増加が過誤事案を誘発する原因となっていると考えてございます。

最下段の「総申請件数及び延べ従業員数」でございますが、調査期間中の総申請件数は約109万件、延べ従業員数は1万5,800人となっております。

続きまして、資料の4ページに戻ります。4ページの5にあります「民間事業者からの提案による改善実施事項等」につきましてですが、本委託業務については、公共サービスの向上及び委託事業の適正な実施を図るため、調査期間中に受託事業者の提案による業務改善等が実施されてございます。

具体的には、受託事業者が業務従事者に対し、面談やアンケートを積極的に実施し、意見や要望等を聞いて、環境整備に努めた結果、個人的な事情による理由以外の退職はなく、業務に精通した職員が定着している。また、窓口での対応方法や言葉遣いについてのマニュアルを業務従事者へ配付し、接遇面の向上を図ったところ、苦情やトラブルの件数が減少した事例がございました。

6の全体的評価に移らせていただきます。これまでご説明いたしましたとおり、実施経費につきましても、従来経費との比較において、経費削減の効果を上げているとは言いがたいこと。また達成すべき質につきましても、利用者アンケートの調査結果では、公共サービスの質を維持していると認められる一方、待ち時間調査では、東京入国管理局が調査実施日全てにおいて、要求水準を達成できなかったという結果になったことや、過誤処理件数も相当数に上っておりまして、全体的に公共サービスの質を確保できたとは評価することは困難であると考えております。

なお、先ほども触れましたが、東京入国管理局におきましては、申請受付件数が入札時の想定を超えて急増し、事業の適切な実施・継続に困難を来していることが確認されたことから、公共サービス改革法第21条第1項に基づきまして、事業期間を平成28年3月31日までに変更いたしまして、平成28年度につきましても、単年度事業として、改めて入札を実施したところでございます。

最後に、7の今後の事業ですが、本委託事業について、良好な実施結果が得られたと評価することは、さすがに困難であるということから、引き続き、市場化テストとして民間競争入札を実施することといたしまして、公共サービスの質の維持・向上を図っていく必要があると考えてございます。

また、本委託事業を適正かつ確実に実施するために、今般の東京入国管理局の契約変更にかかる本委員会でのご審議において、事業の実施期間を短くすることや業務量の増減があった場合には、金額の見直しができるようにすべきとのご指摘があったことを踏まえまして、事業の実施期間を単年度化することや、申請受付件数に応じた業務処理体制の構築を図るために、入札実施要領の見直し等を検討することとしたいと考えてございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○尾花主査 ありがとうございました。

続きまして、当事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いします。なお、説明は5分程度でお願いします。

○事務局 事務局よりご説明申し上げます。資料Dをご覧ください。

1の事業概要でございますけれども、こちらは、ただいま法務省がご説明いただきまして、また資料のほうにも記載させていただいておりますので、読み上げることは控えたいと思います。

なお、実施期間のところに書かせていただきましたけれども、こちらもご報告がございましたが、東京入国管理局の事業につきましては、昨年度、契約変更等を行わせていただいております、また仕切り直しをしているという状況でございます。

次のページになりまして、評価となります。確保されるべき質の状況でございますけれども、幾つか水準等を指定しております。アンケート調査につきましては、目標を達成しておりますが、その下の待ち時間でありませうとか、申請書及び立証資料は正しく受け付けるということにつきましては、課題が残ったという状況でございます。

民間事業者からの改善提案でございますけれども、職場環境整備でありますとか、接遇面につきましては、努力をいただいているという状況でございます。

3、実施経費でございますけれども、3施設あわせての報告でございます。こちらは市場化テスト前後の価格を比較しますと、2,300万円程度の増額、35%の増額となっている状況でございます。

各施設ごとの数値につきましては、個別に記載させていただいております。

4の評価のまとめでございますけれども、各庁の入札に当たりまして、競争性につきましては、軒並み3者から2者の応札がございまして、競争性を確保されてはおりますけれども、実施経費につきましては、従前経費との比較におきまして、削減効果があったとは言いがたい状況でございます。

また、達成すべき質の達成状況につきましては、利用者アンケートの点につきましてはクリアされているかと思っておりますけれども、待ち時間でありませうとか、その他、過誤処理件数等につきましては、ちょっと課題が残っている状況でございます。

また、先ほど申し上げましたとおり、東京入国管理局の案件につきましては、当初想定した以上の事業があったということでございまして、継続に困難を来しているということから、平成28年3月31日までに事業期間を変更したという状況でございます。

今後の方針でございますけれども、ただいま申し上げましたとおり、幾つか課題等が残りますので、事務局の意見としましては、法務省の意見のとおり、いずれも市場化テスト継続を考えております。

以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）について、ご質問、ご意見のある委員は、ご発言を願います。

○生島専門委員 ご説明ありがとうございます。

資料4の別紙2のところ、過誤処理件数の実績を示していただいているのですけれど

も、こちらを見ていると、確かに申請件数が多いほうが過誤処理が出るのかなと思ったのです。東京だけ見るとそう見えるのですが、大阪と名古屋を比較すると、名古屋のほうが大阪よりも2倍近く申請件数があったりするのだけれども、過誤処理の件数というのが、圧倒的に名古屋が少なかったりしているところもありまして、単純に申請件数が多いから過誤処理が増えるということではないなということがあるかと思います。

まだ、ちょっとそこまで読み込んでいないのですけれども、事業者の習熟度によるのか、もしくは管理局ごとに指導の仕方が違うのかわからないのですが、申請件数が多いから、増えてしまってもしょうがないという形ではなくて、そのあたりは、例えば申請件数に対する割合を出すとか、延べ従事者数も申請件数で割ってみると、必ずしも名古屋は多いわけではなくて、大阪のほうが多かったりもしているのです、そのあたりの比較も出して、目標設定をしてもいいのかなと思いました。何となく、一般的に件数が多いから増えてしまうと思ってしまうと、事業者のほうも緩んでしまうというか、名古屋の事業者は大変優秀なのだなと拝見はしたのですけれども、そういった情報提供の仕方とご説明の仕方をなさっていただいてもいいのかなと思いました。

私、今ちょっと計算していたのですけれども、件数との割合というか、絶対数だけではなくて、比率も一緒に示していただくと、電卓を打たなくてよくて楽かなと。すみません。
○東郷補佐官 ありがとうございます。

今後、ちょっと生かしていきたいと思います。ありがとうございます。

○生島専門委員 よろしくお願ひします。

○尾花主査 1点だけご質問なのですが、入国在留手続というのは、主権の行使として国が決めていることかと思うのです。この場合に、業務自体が申請者の増減という外部の事情によって業務が大きく変動し、その変動を誰が吸収しなければいけないかという、法務省が吸収したり、さらには受託者さんが吸収するシステムになっているように思うのですね。こういった場合に、例えば、予約システムみたいな形を導入して、何月何日の何時からは10人受けますみたいな感じで、変動を少なくするような業務というのは、やはり公共サービス上、だめだというご理解なのでしょうか。

これは、その日に来たものを全部処理しなければなりませんという発想の業務のように思うのですが、そうすると、たくさん来たときのために、事業者は広めにというか、多めに人を配置し、その結果、再度入札が3局中2件起こるぐらい、皆さん予定価格より多めにお金を設定してしまうわけですね。つまり、事業者としては、業務の全体像を把握しにくい業務だと。その解決方法として、単年度にして予測できるようにします、もしくは過去の増減を明示してわかりやすくします。そういう形で増減という不確定要素を吸収する役割を法務省さんや事業者で担うような形がするのですが、それとは違って、もう少し1日の処理件数みたいなものを法務省さんがコントロールするみたいな発想は、この事業では無理というお考えでしょうか。

○東郷補佐官 すみません。ちょっと分析が不十分で恐縮なのですが、私の個人的な印象

では、例えば、曜日によってものすごく落差があるとか、そういうことであれば、確かに平準化をしてもらおうということになるのですが、印象としては、毎日遅く、非常に混雑しているという印象がございます。ご指摘のとおり、在留外国人の数が好景気になると増えたり、そういうことの外的な影響を受けやすいというのがございますので、そういう変動があったり、季節的な変動、例えば3月や4月に多かったり、留学生であれば10月ぐらい。そういう形で、この季節が多いとか、夏ぐらいは少ないとか、そういうことがございますので、一応入札実施要項には、月ごとにどのくらいの件数なのかとか、そういうものもお示しして、どの季節が多いというのがわかるようにはさせていただいているところでございます。

ただ、日によって、この日がすごく少なくてという印象というよりは、毎日込んでいるというのが印象でございます。

○尾花主査 このところは毎日込んでいると。私の申し上げたいところが伝わったかどうか、また的外れかもしれないのですが、今の大きな変動を法務省や受託事業者が一気にかぶって、かつ受託事業者は、待ち時間が長いと言われ、処理件数も過誤が多いと言われ、何か入国管理局としてのサービスの提供のあり方自体について、もう少し変えてみるというか、そういう発想もあったらいいのかなと、そういう感想でございました。

○東郷補佐官 ありがとうございます。

これまでも合理化で申請書類の簡易化など、そういうことは進めてきてはいるのですが、今後もできるだけ合理化を進めていきたいと考えてございます。ありがとうございます。

○尾花主査 それでは、時間となりましたので、「地方入国管理局等の入国・在留手続の窓口業務」の事業評価等に関する審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から、何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 ございません。

○尾花主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事務局から監理委員会に報告するようにお願いいたします。

本日はありがとうございました。

○東郷補佐官 ありがとうございました。

— 了 —